

第1回原子力損害賠償支援機構運営委員会 議事録

日時：平成23年10月3日（月） 13:00～13:50

場所：原子力損害賠償支援機構 大会議室

出席者：引頭委員、葛西委員（途中退席）、下河辺委員、田中委員、前田委員、松村委員、吉川委員、杉山理事長、野田理事、丸島理事、振角理事、嶋田理事

奈須野執行役員：

定刻となりましたので、第1回原子力損害賠償支援機構運営委員会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございました。私は、委員長が選任されるまでの間、暫定的に司会を務めさせていただきます、奈須野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、当機構の杉山理事長より、開会の挨拶をお願いいたします。

杉山理事長：

杉山と申します、よろしくお願いいたします。一言、ご挨拶を申し上げます。当機構が設立をされる中で常に言われてきたことですが、3つの事柄、すなわち第一に、適切かつ迅速な賠償、そして事故の収束、電力の安定供給と、こういう3つの課題があるわけであります。

この機構は、その機構法の定めるところに従って、常にその3つを念頭に置きながら、機構法に定められた業務を着実に、かつ的確に実施をすることが、我々の責務だというふうに心得ております。

ただ、こういう問題ですので、どういうことが今後出てくるのか、なかなか予測し難い問題であるとも存じ上げております。機構としての業務の実施に当たりましては、重要事項は全てこの運営委員会で検討を深めて、その判断にしたがって、私達は精一杯取り組むと、そういう図式になっていくと思います。そういう意味で、機構として私どもは最大限の努力をいたしますけれども、運営委員会の先生方に今後色々な形ご指導をいただきながら、進めていくこととなります。私共としても全力を尽くしますので、今後ご指導のほど、よろしくお願いいたします。どうも、ありがとうございました。

奈須野執行役員：

それでは続いて、委員の紹介をさせていただきます。株式会社大和総研執行役員、引頭麻実様。

引頭委員：

引頭でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長、葛西敬之様。

葛西委員：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

弁護士、下河辺和彦様。

下河辺委員：

下河辺でございます。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

東京大学大学院工学系研究科教授、田中知様。

田中委員：

田中でございます。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

内閣官房参与、前田匡史様。

前田委員：

前田でございます。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

東京大学社会科学研究所教授、松村敏弘様。

松村委員：

松村です。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

DOWAホールディングス株式会社相談役、吉川廣和様。

吉川委員：

吉川です。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

当方の運営委員会は、以上7名の運営委員の方と、理事長、理事より構成されております。理事長、理事を紹介させていただきます。杉山武彦理事長。

杉山理事長：

よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

野田健理事。

野田理事：

よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

丸島俊介理事。

丸島理事：

丸島でございます。よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

振角秀行理事。

振角理事：

よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

嶋田隆理事。

嶋田理事：

よろしくお願いいたします。

奈須野執行役員：

ありがとうございました。続いて、委員長の互選に移ります。どなたか、委員長を推薦

下河辺委員長：

ありがとうございました。ただ今の設立報告に関しまして、どなたかご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただ今、設立報告ということで、支援機構の組織関係のご報告をいただいたことになりましたが、それに関連して、冒頭、私が運営委員会の委員長に互選にて選任いただいた訳ですけれども、支援機構法の定めるところによりますと、委員長にいつ事故が起こるか分からないということで、あらかじめ委員長に事故があった時の職務代行者を定めておくということになっておりますが、この取り計らいはどのようにいたしましょうか。次回の委員会まで持ち越すということにいたしましょうか。

それでは私自身、次回の委員会まで事故がないように気を付けて参りたいと思いますので、委員長の職務代行者の選任は次回にお諮りさせていただくということにさせていただきますと思います。

それでは、決議事項に移りたいと思います。まずは独法と言いますか、独法と類似の組織としてこの支援機構が作られておりますので、業務方法書、あまりお聞き慣られていない方もおられるかもしれませんが、業務方法書というものを作ることが必須となっております。では、その業務方法書案について、XXXXXXXXXXからご説明をお願いいたします。

XXXXXXXXXX：

業務方法書案は資料5でございます。機構法36条1項に基づきまして、機構が業務を開始する時には、業務方法書を定めて、主務大臣の認可を取る必要がございます。この場合の主務大臣は、内閣総理大臣と経済産業大臣であります。

項目立てでございますけれども、6章に分かれて規定しております。概略ご説明いたします。第1項は総則でして、運営委員会、機構の総則的なことを述べております。第2項は運営委員会として、運営委員会の開催の方法について定めております。第3章は負担金の収納でございます、この原子力損害賠償支援機構は原子力事業者から一般負担金、そして特別負担金を収納するということになっておりまして、その手続きを定めております。第4章は資金援助でございます、機構が行う資金援助の償還の方法などについて、規定されております。第5章は円滑化業務でございます、情報提供、資産の買い取り、その他円滑業務について記載されております。第6章は委託を行う際の条件について記載されています。最後に情報公開、評価、出資者の関係について20条から22条に記載されております。以上です。

下河辺委員長：

ありがとうございました。委員の皆様から、業務方法書案につきまして、ご質問なりご意見はございますでしょうか。はい、XXXXXXXXXX。

■ :

14条にある資産の買い取りについて、これはこれまでほとんど議論はされていないと思いますが、必要性について確認すると書いてありますが、具体的にどのような時に資産の買い取りを行うのでしょうか。あらかじめの基準なり何なり、手続なりを定めておくものなのでしょうか。それとも、既に定められておるのでしょうか。

■ :

現時点では、この14条の資産の買い取りの必要性が何を持って必要かという定めは置いておりません。54条2項の特別事業計画を決定して、その後、資産の買い取りを行うということになれば、その要件について何らかの形で定めておく必要があると考えております。

下河辺委員長 :

よろしいですか。

■ :

要するに知りたかったのは、特別事業計画にどこまで書き込むかということにもよりますが、特別事業計画の例えば第1回、第2回と何段階かあると思いますが、それぞれの所でその都度決めるということなのか、それともあらかじめ、東京電力と共同で作ることになると思いますが、市場の状況を踏まえ、適正な買い取りを、たとえば外国の企業が買い取ってくれることをどう考えるか等、色々考えるべき点があると思いますが、そういったことをこの委員会としてあらかじめ議論しておく必要があるのかどうかということが、確認しておきたかったところです。

■ :

大変大事な点ですが、いまの所、規定があるわけではありません。機構としては、デューデリ委員会の報告書が今日総理に提出され、その後にタスクフォース事務局から初めてお伺いするということになっており、そこから始めるので、特別事業計画を作る過程で、必要であれば規定を作り、この委員会にもお諮りをするということにしたいと思います。

下河辺委員長 :

ということですが、今の■の説明を基本的にこの段階では了とできるだろうと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

ご異論がなければ、この業務方法書の案で運営委員会としても了解したいと思いますが、よろしいでしょうか。では、業務方法書を了承ということにいたします。ありがとうございました。

続きまして、支援機構の予算案について、ご説明いただきたいと思います。

より、お願いいたします。

予算案につきましては資料6でございます。法律57条1項に基づきまして、年度初めには予算案を作って主務大臣の認可を取ることが義務付けられております。これは年度途中で、10月の段階ではございますが、認可申請をしたいと思っております。申請対象は内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣ということになっております。

概要でございますが、4枚目に、平成23年事業年度原子力損害賠償支援機構収入支出予算案という表がございます。収入の部でございますけれども、出資金が140億円ございまして、政府出資金が70億円、民間出資金が70億円となっております。その他、受託収益と出資金運用益によって、合計140億7千100万円となっております。

支出でございますけれども、事業諸費、受託経費、一般管理費、予備費を合わせまして、約18億円となっております。この支出の詳細でございますけれども、資料6-1をご覧ください。事業諸費として、デューデリジェンス費用等によりまして、12億690万円を見込んでおります。受託経費については、この後、鈴木執行役員より説明があります。その他一般管理費として、役職員給与、諸謝費、事務費等を計上しております。今回は最初ですので、家賃やHPの立ち上げなど、設立当初に必要な経費を計上しており、合計約18億円となっております。今後、特別事業計画が認定されることになると、それに対する予断を計上する必要がある場合には、改めてこの予算に補正をかけて、変更するということになっていて、今回は特別事業関係の経費を見込まない、設立に必要な資金を中心に計上させていただきました。詳細は後ろに表がついておりますので、省略させていただきます。以上です。

下河辺委員長：

ありがとうございました。細かい点にわたるかもしれませんが、お気づきの点等、ございませんでしょうか。

それでは、委員長という役目柄お尋ねしますが、運営委員会開催のための会議費ということで、1回開催にあたってのお茶代や旅費は上がっているのですが、出席された委員の方の日当はどの科目に組み込まれているのでしょうか。

確認してご報告いたします。

下河辺委員長：

その他の様な点でも。

それでは2点目ですが、特別事業計画策定のためのDDの費用について、委員会のスタディーの深堀の費用ということで、3月までの年度内の予算として、11億6450万円と、そして当面、10月中に特別事業計画を固めるための作業、1カ月の費用として3億を使うということでした。我々の委員会としての作業も見通せない中で、今日、委託事業者とは契約をされるとのことですけれども、最悪11月一杯まではこの金額をもって作業をしてもらうことができるといった延長規定については、明確に入れておいていただく必要があると思います。10月が終わったらこれでおしまい、引き続きの作業は追加の料金を払ってくれというようなことは、運営委員会の立場上認められないので、その点の配慮はお願いしたいと思います。

■ :

了解いたしました。

下河辺委員長 :

その他ございますでしょうか。では■

■ :

第3者委員会と東電の関係は任意で、コンフィデンシャリティ契約を結んでその範囲でDDをやってきましたが、機構はそうではありません。法的権限がある。特別事業計画を作る際は、そもそも共同で作成するという意味が曖昧ではありますが、機構が東電に対して、こういうものを出せということが必要になります。それらを運営委員会としても確認しておく必要がある。その際にタスクフォース事務局が東電とのやりとりの中で制約があった部分があったとすれば、それを認識しておく必要があると思いますが、どうでしょうか。

■ :

今の時点で一番大事なのは、■

■特別事業計画策定の際には、何らかの形で、■関与してもらおうと思っています。

■
■こことどういう関係になるかは、今後のご相談となります。

今回の機構の事務局は、マジョリティーは割と役所の出向者が多くなりますが、一方で、外注先をうまくハンドルのためには、プロの方がいないといけません。そこでコンサルティングファーム、弁護士、会計士の方に事務局に入っていて、総勢10名程度の

チームを作ることになりましたので、そこはタスクフォースの事務局と同じ様なファンクションを執行できる体制を作っています。[]のご指摘の点も含めて、今までやってきたことの延長線でどこをつっこんでいくかということは、円滑な引継ぎをやって、無駄のないように詰めていきたいと考えております。

下河辺委員長：

ありがとうございました。

後で（委員日当について）報告をいただきますが、提案された予算案の中に私共運営委員の日当が含まれているかどうか分からないのは、決議もできませんので、この決議は後回しにしたいと思います。それでは報告事項に移ります。仮払い委託に関して、[]からよろしくお願いいたします。

[]：

資料の7になります。文部科学省からの仮払金支払い事務の受託についての、経緯でございますが、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律が議員立法で成立しておりますが、その中で、国による被害者に対する仮払金の支払いについて規定しています。同法の第8条第3項におきまして、政令で定めるところにより、仮払金の支払いに関する事務の一部を委託できるということを規定しておりまして、その政令におきまして、委託先として原子力損害賠償支援機構を規定しております。これに合わせて、原子力損害賠償支援機構法の55条3項におきまして、機構は仮払法の定めるところにより、主務大臣の委託を受けて仮払金の支払いに関する事務の一部を行うことができるということを規定しております。このような法律上の規定に基づきまして、文部科学省から、仮払金の支払いに関する事務に関する契約を受託することにしております。

仮払金対象損害が政令の1条で定められておりまして、その中では福島県、茨城県、栃木県または群馬県内の営業所または事務所において次に掲げる事業を行う中小企業者が受けた風評被害ということで、旅館業、一般貸切旅客自動車運送事業、旅行業、主として観光客を対象とする小売業、主として観光客を対象とする外食産業が掲げられております。

また仮払金の額の算定についても規定しておりまして、請求対象期間における収益の減少額から原子力事故以外の事由に起因する減少額を控除し、5/10を乗じて得た額とされており、当初の仮払金につきましては、3月から8月末までの損害が対象となっております。また原子力事故以外の事由に起因する減少額は、震災があった、または津波があったということを踏まえて、2割を減額するという一律の算定式を設けております。仮払い関係事業の状況ということで、文部科学省では9月21日から仮払金の請求を受け付けておりまして、この関係の事業も、これから機構の方で引き受けて実施するということになっております。これまで、8件の請求を受け付けていると聞いております。

委託契約の概要ですが、機構が受託する業務は、請求の受け付けに関する業務として電

話相談業務、請求者情報の記録等となっておりまして、仮払金の支払いに関する業務としましては、被害を受けた方に実際に仮払金を支払うことになっており、こちらは第3次補正予算が成立した後で、機構の方が受託することになっています。それ以前は、文部科学省の方で、必要が生じたその都度、予備費をもって支払うということになっています。

第3次補正予算では文部科学省は260億程度を確保しているということになっています。契約期間は平成23年の10月7日から平成24年の3月31日までの予定になっておりまして、契約金額の予定は1億2500万となっておりまして、更に第3次補正予算で追加されますと、これに若干増額される予定となっております。

スキーム図を載せておりますが、請求者から原子力損害賠償支援機構に主務大臣宛で請求があった後、原子力損害賠償支援機構が東京電力に求償することになっておりますので、東電が求償に応じられるか確認した後、文部科学大臣、事業の所管大臣に金額の報告をしまして、最終的な金額の決定は文部科学大臣、事業の所管大臣によってなされます。そして仮払いの交付を受けて原子力損害賠償支援機構から、被災者に支払われるということになっております。以上です。

下河辺委員長：

何かご質問はございますでしょうか？

10月下旬からの国会で審議される第3次補正予算では、文科省から260億円の要求をするとの報告でした。それでは元に戻りまして、予算案の関係は、いかがでしょうか。

：

大変失礼いたしました。予算案の考え方では、この中の委員旅費等の、等の中に謝金も含めて計算しております。56万円では足りなくなるのではないかという懸念もあるかもしれませんが、これはあくまで特別事業計画がない前提ですので、改めて必要経費が増えた場合には改めて補正をかけます。また、これは物件費ですので、流用は効きますので、柔軟に対応していきたいと考えております。以上です。

下河辺委員長：

ということでございます。最低限、当座必要なものは入っていて、足が出ればまた補正をしていただける様です。60万の中には、会議費プラス茶菓代プラス、別途規定で定めるところの日当が入っているということで、ご説明をいただきました。この説明を踏まえて、予算案、資金計画についてのご質問、意見はございますでしょうか。

それでは、原案通り了承とさせていただきます。続きまして、追加DDについて、

よりお願いいたします。

：

東京電力に関する経営・財務調査委員会においては、財務分析・事業内容見直し・法的検討の3つの視点から、外部専門家を活用したデューデリジェンスを実施しております。これは、形式的には9月で終了しているということになっていきますし、また契約自体が、3社と国との契約であり、機構は国ではありませんので、特別事業計画の策定に向けては、引き続き契約をする必要があるということでもあります。

契約相手は、資料8のとおり、従前の3つの事業者と締結したいと考えております。契約期間は、当面実施が見込まれるのは1カ月程度とあることから、1カ月程度の契約をし、その後の状況に合わせて、追加契約をするなり、何なりの対応をしていきたいと思っております。

下河辺委員長：

追加DDについて、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では先ほど私の方から要望させていただいた点については、可能な範囲で対応をお願いしたいと思います。ということで、追加DDに関する報告については、委員会としても了ということにさせていただきたいと思っております。

次に会計規定案について、説明をお願いしたいと思います。

■：

資料9、会計規定案でございます。こちらは運営委員会の決議を要するものではございませんけれども、あらかじめ主務大臣の認可を取ることが必要であることから、こちらでも紹介させていただければと思います。

内容は、金銭の支払いや支出負担行為、契約に関して技術的な内容を記載しているものですので、省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

下河辺委員長：

ただ今の説明で何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは予定されていた議事は以上でございますが、1点だけ委員長から執行部にお尋ねなのですが、巨額なお金を取り扱ったり預かったり、もろもろの委託業務を行う関係で、支援機構として実務的な意味でのコンプラ体制をどういうふうにお作りになれるのか、その検討がどのように進んでいるの。対外的な渉外に関わる事項と、支援機構内部のコンプライアンスの体制の確立と両面あると思っておりますけれども、常勤の理事の中で担当する方が決まられて、かつ実務的なコンプラ担当の現場の方がどのような形になるのか。次回以降の運営委員会で検討状況、結論がどうなったのか、報告をいただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それではよろしくお願いいたします。本日特に意見交換をさせていただく点がなければ最後になりますが、本日の運営委員会の議事概要につきましては、ただ今議場配布させていただきましたペーパーの内容にご異存がなければ、この内容で確定をさせていただきます。

す。議事録は非公開、非公表の取扱いですが、議事概要は、この形で公表するという
こととさせていただきます。よろしいでしょうか。

運営委員会関係の記者対応につきましては、委員長と事務局が、必要がある場合には対
応させていただくことにしております。今日は特段、記者会見やプレス対応は予定してお
りませんので、ただ今配布した資料をプレス向けに、張り出すということになります。

運営委員会は当面、特別事業計画の策定という重い役割を、大分のピッチ、重みに耐え
て作業することになります。今月から来月にかけて、少なくとも3、4回程度は、東京電
力と共同で作業を進めてまいります特別事業計画の進行状況に応じて、運営委員会に諮ら
せていただいて、ご意見を頂戴して、必要な修正、指示等も、運営委員会の立場からさせ
ていただきたいと思います。と思っております。

第2回目からの日程は、今の段階では未定ですが、その作業の状況をにらみながら、事
務局の方から皆様の日程を聞きながら、調整させていただきたいと思っております。

それでは、予定していた議事は終了しましたので、第1回の運営委員会はこれをもって
終わりということにさせていただければと思います。

長時間、ありがとうございました。

(以上)